

令和6年度（2024年度）熊本市入札等監視委員会第2回定例会議議事録

開催日時	令和7年（2025年）2月4日（火）午後2時	
開催場所	市民会館シアーズホーム夢ホール 第5・6会議室	
出席委員	北野 誠 （弁護士） 永里 慎祥 （公認会計士） 林 美貴 （（公社）日本建築積算協会監事） 池上 恭子 （熊本学園大学 商学部教授） 上拂 耕生 （熊本県立大学 総合管理学部教授）	
審議対象期間	令和6年（2024年）4月1日～令和6年（2024年）9月30日 （令和6年度上半期）	
抽出案件	計15件	（予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第14条の2各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したのに関し、審議を行う）
	一般競争入札	10件
	指名競争入札	2件
	随意契約	3件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	1 入札契約の状況について 〔質問〕説明の中で、今般の審議対象期間と前年度同期との件数や金額の増減について比較がなされているが、予算との比較も可能であれば、検討してほしい。 【回答】予算の担当部署にも対応可能か確認したい。 〔質問〕物品購入に係る契約金額が前年度同時期に比べ増加した要因を物価高騰によるものとの説明があったが、大きな購入案件があった訳ではないのか。 【回答】契約前に徴取する見積書の金額を見ても、個別の案件によるものではなく、全般的な物価高が影響しているものと推察される。 2 抽出事案について <u>（1）動植物園サバンナエリア整備実施設計業務委託【技術要件設定型】</u> 〔質問〕落札率（落札金額／予定価格）が100%の理由と、入札参加資格として一級建築士事務所の登録を要件にしている理由を説明してほしい。 【回答】落札率（落札金額／予定価格）が100%になっているのは、予定価格を事前に公表しているためであり、また、入札参加資格として一級建築士事務所の登録を要件としているのは、業務の中に獣舎などの建築設計も含まれているためである。 <u>（2）動植物園花壇・プランター花苗植付け及び管理業務委託</u> 質問等、特になし。	

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	(3) (長寿命化他) 消防局・中央消防署 3 階仮眠室外内装その他改修工事 【総合評価方式】 〔質問〕総合評価落札方式の評価における技術評価点と入札金額の兼ね合いについて説明してほしい。 【回答】除算方式といい、技術評価点を入札金額で除した値に 1 億を乗じて算出される数値を評価値とし、その大小で落札者を決定している。 〔質問〕予め自身の評価点や他者の評価点はわかるのか？ 【回答】自身の評価点は予め把握することはできるが、入札の一形式であるため、開札までは応札者数を含め、他者の状況は把握できない仕組みになっている。 〔質問〕仮に入札金額が同額の場合はどうなるのか？ 【回答】入札金額が同額であれば、技術評価点が高い業者が落札者となり、反対に技術評価点が同点であれば、入札金額が安い方が落札者となる。 〔質問〕総合評価落札方式なので、価格面だけでなく、技術面も総合的に評価していく方式であり、もう随分前から全国的に総合評価落札方式は導入されており、試行錯誤を繰り返しながら実施されている印象がある。 【回答】市民が長く利用する公共インフラであるため、金額だけでなく、品質も重要であることから、本市でも積極的に活用しているところである。過去の実績だけでなく、民間企業のノウハウ等、優れた技術も評価しながら、価格的にも品質的にもバランスのとれた業者に落札してほしいという思いがある。 〔質問〕総合評価落札方式を採用するか、一般競争入札を採用するか、その基準はどうなっているのか？ 【回答】地場企業向けの簡易型の総合評価方式は、業種毎に予定価格が一定金額以上の案件は、全て総合評価落札方式で実施しているところである。また、技術提案を求める案件は、各施工担当課と協議し、個別に選定し実施している。 (4) 熊本市総合屋内プール特定天井その他改修工事 (その 2) 【総合評価方式】 (3) と共に記載。 (5) 都市計画事業 鶯川第 2 排水区雨水管渠築造工事 (2 期工事) 【技術要件設定型】 〔質問〕全者が最低制限価格を下回り、失格となった場合は、2 回目の入札に移ることになるのか？
--	---

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	【回答】その場合は、不調ということで、仕様を見直し、新たな案件として公告からやり直すことになる。 （６）熊本県指定重要文化財旧細川刑部邸復旧工事【技術要件設定型】 〔質問〕今回は、当初の公告において申請者が１者であったため、再公告がなされたとのことであるが、再公告の判断基準について説明してほしい。 【回答】本市では、競争性確保の観点から、申請者数が２者に満たない場合は、必ず再公告を行い、広く参加者を募っている。ただし、再公告を行ってもなお、２者に満たない場合は、業務の停滞による市民サービスへの影響も懸念されるため、再々公告を行うか否かについては、影響度合いを勘案しながら、案件毎に判断している。 〔質問〕本件は、木造の重要文化財の工事であるため、入札参加資格の要件としては、一級建築士ではなく、木造建築士とした方が良いのではないか？ 【回答】一級建築士であることが、法律上、求められているため、入札参加資格の要件として設定している。 〔質問〕参加資格の要件として経験値や技術力を設定されると、実績のない業者が経験を積む機会が失われる気がするため、工夫が必要と思われるがいかがか？ 【回答】本案件については、重要文化財という歴史的な建造物であることから、工事の失敗が許されないため、必要な要件を設定しているところである。ただ、文化財の復旧工事ではなく、熊本城であれば、櫓の再現工事等の案件においては要件を緩和し、できるだけ多くの業者を募れるよう取り組んでいる。なお、今回の案件については、大手のゼネコンと地場企業でＪＶ（共同企業体）を組んでもらっており、経験を積む機会になったのではないかと考えている。引き続き、できるだけ多くの業者が経験を積めるよう取り組んでまいりたい。 （７）（長寿命化）市道 木部第３７号線（小原橋）橋梁補修工事 〔質問〕本件は、橋梁の修理であり、安全性が求められる案件と思われるが、技術面はどのように評価しているのか？ 【回答】橋梁補修工事についても予定価格が４,０００万円を超えるような規模の大きな案件については、総合評価落札方式で実施しているが、本件は比較的、小規模な案件であったことから価格競争で実施している。 また、本件についても、橋梁補修工事に係る本市の有資格者名簿に登録されている業者であることを確認し、安全性については、
--	---

	担保したところである。 <u>(8) 中央区下通 2 丁目付近配水管布設替他 1 件工事 (1 工区)【総合評価方式】</u> 〔質問〕全国的にも事故が発生しているところであるため、水道管として着目する評価項目について説明してほしい。 【回答】水道工事の過去の実績において、品質管理も含め、優れた施工管理を行っているか、工事を進める上で独自の取組みを実施しているか等を評価し、優秀な業者に対応してもらっているところである。 <u>(9) 北区役所外 20 施設自動ドア設備保守点検業務委託</u> 〔質問〕落札率（落札金額／予定価格）が低いのは、国交省の基準によらず、設計の仕方が誤っているのだろうかと疑問を感じる。 【回答】予定価格の決定にあたっては、一つ一つの業務の積み上げで積算しているところであるが、業者の価格の設定については、スケールメリットやノウハウの蓄積を優先された結果によるものと推察され、それらの思惑や事情を積算に反映することは困難である。 <u>(10) 令和 6 年度 (2024 年度) 熊本市営墓地・納骨堂管理システム機器賃貸借</u> 質問等、特になし。 <u>(11) 令和 6 年度 (2024 年度) 熊本市地域教育情報ネットワーク端末等の賃貸借</u> 質問等、特になし。 <u>(12) 熊本市マイナンバーセンター運営業務委託</u> 〔質問〕契約変更について、経緯を説明してほしい。 【回答】当該業務委託の内容には、マイナンバーセンターの設置も含まれているが、契約締結後の詳細な現地調査の結果、電気設備において必要な追加工事が判明したことから、契約変更を行ったものである。 〔質問〕マイナンバーを扱う業務ではあるが、総合評価落札方式の結果、技術評価点の低い業者と契約締結した格好となっているが、問題ないか？ 【回答】契約した業者も、過去に市のマイナンバーに関する業務において十分に良好な履行実績のある業者であり、心配はしていない。
--	--

	〔質問〕総合評価落札方式の評価方法が先ほどの別案件の除算方式とは違うようだが、方式の選択基準を説明してほしい。 【回答】本件は加算方式という方式を用いて評価している。工事契約については、全国的な取扱いに倣い、除算方式を採用しているが、業務委託については、業務の内容に応じて、より良い評価方式を採用しているところである。情報システムに関する総合評価落札方式については、加算方式を採用するのが、一般的であるようだ。 <u>（１３）令和６年度熊本市学校給食用食材等の購入代金の支払いに関する契約</u> 質問等、特になし。 <u>（１４）令和６年度（２０２４年度）雁回公園清掃業務委託</u> 〔質問〕清掃業務については、例えば、シルバー人材センターと随意契約をしたり、あるいは一般競争入札で契約の相手方を決めている中で、本件が特定の業者と随意契約を締結している理由を説明してほしい。 【回答】本件に関しては、合併に伴う特措法に基づき、相手方と協定を締結し、業務を実施していただいているものである。 <u>（１５）超低床路面電車製造</u> 質問等、特になし。 ３ 低入札価格調査運用状況について 質疑なし ４ 指名停止等運用状況について 質疑なし ５ 談合情報対応状況について 質疑なし ６ 苦情処理状況について 質疑なし
委員会による意見の具申・勧告	特段の意見、具申及び勧告なし。